(2)　有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	八四デシベルから七四デシベルまで　※
	平均値	七四デシベルから六四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	七四デシベル
	平均値	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(2)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度の最大許容値

ア　医療用設備

周波数帯		最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	一七・一デシベル
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	四八・五デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	七・六デシベル
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	二八・五デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	四・一デシベル
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	一四・五デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。

イ　医療用設備以外の設備

周波数帯		最大許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一〇kHz以上五二六・五kHz未満	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	四八・五デシベル
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	七九・九デシベル
五二六・五kHz以上一、六〇六・五kHz未満	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	二八・五デシベル
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	四九・四デシベル
一、六〇六・五kHz以上三〇MHz未満	当該設備から一〇メートルの距離における準尖頭値	一四・五デシベル
	当該設備から三メートルの距離における準尖頭値	二五デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものについてのみ、当該設備から三メートルの距離において測定することができる。